

第十八回国会 人事委員会 議院 人事委員會議録 第一号

昭和二十八年十二月一日(火曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 川島正次郎君

理事 田中 好君 理事 永田 亮一君

理事 館林三喜男君 理事 加賀田 進君

田子 一民君 原 健三郎君

池田 清志君 小山倉之助君

石山 權作君 櫻井 奎天君

森 三樹二君 池田 禎治君

岡 良一君

出席政府委員

内閣官房長官 福永 健司君

内閣官房副長官 田中不敏三君

人事院事務官(事務総局給与局長) 瀧本 忠男君

大蔵政務次官 愛知 揆一君

委員外の出席者

総理事務官(内閣総理大臣官房審議室統轄参事官) 久田 富治君

大蔵事務官(主計局給与課長) 岸本 晋君

専門員 安倍 三郎君

専門員 遠山信一郎君

十一月三十日

委員長正路君辞任につき、その補欠として岡良一君が議長の指名で委員に選任された。

十一月三十日

一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

一部を改正する法律案(内閣提出第一号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

特別職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

〇川島委員長 これより開会いたします。

昨日当委員会に付託になりました一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。まず政府当局の提案理由の説明を求めます。福永官房長官。

一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員との給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第四項中「六百円」を「七百円」に、「千四百円」を「千五百円」に改め、同條第六項中「一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十四号)附則別表」を「一般職の職員との給与に

関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)附則別表」に改める。

第十二條第二項第五号を削る。

第十九條の四第一項中「その前日」を「それぞれその前日。以下これらの日について規定している場合について同じ。」に改め、同條第二項中「割合」を「割合(十二月十五日に支給する期末手当の額については、左の各号に掲げる割合に百分の百五十を乗じて得た

割合)に改める。
第十九條の五第一項を次のように改める。
勤勉手当は、六月十五日及び十二月十五日に、それぞれその日に在職する職員に対し、左の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給する。
一 六月十五日 同日以前六月以内の期間
二 十二月十五日 同日以前十二月

別表第一 一般俸給表

以内の期間
第十九條の五第二項中「その支給日」を「それぞれその支給日」に、「百分の五十」を「左の各号に掲げる支給日の区分に応ずる割合」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。
一 六月十五日 百分の二十五
二 十二月十五日 百分の五十
別表第一から別表第六までを次のように改める。

職務の級	俸給									
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸
一級	四,200	五,000	五,100	五,100	五,300	五,500	五,700	五,900	六,100	六,300
二級	三,800	4,600	4,700	4,700	4,900	5,100	5,300	5,500	5,700	5,900
三級	3,400	4,200	4,300	4,300	4,500	4,700	4,900	5,100	5,300	5,500
四級	3,000	3,800	3,900	3,900	4,100	4,300	4,500	4,700	4,900	5,100
五級	2,600	3,400	3,500	3,500	3,700	3,900	4,100	4,300	4,500	4,700
六級	2,200	3,000	3,100	3,100	3,300	3,500	3,700	3,900	4,100	4,300
七級	1,800	2,600	2,700	2,700	2,900	3,100	3,300	3,500	3,700	3,900
八級	1,400	2,200	2,300	2,300	2,500	2,700	2,900	3,100	3,300	3,500
九級	1,000	1,800	1,900	1,900	2,100	2,300	2,500	2,700	2,900	3,100
十級	600	1,400	1,500	1,500	1,700	1,900	2,100	2,300	2,500	2,700

別表第二 稅務職員級別俸給表

職務の級	俸給	俸給													
		一 号俸	二 号俸	三 号俸	四 号俸	五 号俸	六 号俸	七 号俸	八 号俸	九 号俸	十 号俸	十 一 号俸	十 二 号俸	十 三 号俸	十 四 号俸
一級	55,000円	55,000	56,000	57,000	58,000	59,000	60,000	61,000	62,000	63,000	64,000	65,000	66,000	67,000	68,000
二級	46,000	46,000	47,000	48,000	49,000	50,000	51,000	52,000	53,000	54,000	55,000	56,000	57,000	58,000	59,000
三級	37,000	37,000	38,000	39,000	40,000	41,000	42,000	43,000	44,000	45,000	46,000	47,000	48,000	49,000	50,000
四級	28,000	28,000	29,000	30,000	31,000	32,000	33,000	34,000	35,000	36,000	37,000	38,000	39,000	40,000	41,000
五級	19,000	19,000	20,000	21,000	22,000	23,000	24,000	25,000	26,000	27,000	28,000	29,000	30,000	31,000	32,000
六級	10,000	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	21,000	22,000	23,000
七級	10,000	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	21,000	22,000	23,000
八級	10,000	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	21,000	22,000	23,000
九級	10,000	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	21,000	22,000	23,000

別表第三 警察職員、海上保安庁職員(人事院規則で指定する者に限る。)及び矯正職員級別俸給表

職務の級	俸給	俸給												
		一 号俸	二 号俸	三 号俸	四 号俸	五 号俸	六 号俸	七 号俸	八 号俸	九 号俸	十 号俸	十 一 号俸	十 二 号俸	十 三 号俸
一級	66,000円	66,000	67,000	68,000	69,000	70,000	71,000	72,000	73,000	74,000	75,000	76,000	77,000	78,000
二級	57,000	57,000	58,000	59,000	60,000	61,000	62,000	63,000	64,000	65,000	66,000	67,000	68,000	69,000
三級	48,000	48,000	49,000	50,000	51,000	52,000	53,000	54,000	55,000	56,000	57,000	58,000	59,000	60,000
四級	39,000	39,000	40,000	41,000	42,000	43,000	44,000	45,000	46,000	47,000	48,000	49,000	50,000	51,000
五級	30,000	30,000	31,000	32,000	33,000	34,000	35,000	36,000	37,000	38,000	39,000	40,000	41,000	42,000
六級	21,000	21,000	22,000	23,000	24,000	25,000	26,000	27,000	28,000	29,000	30,000	31,000	32,000	33,000
七級	12,000	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	21,000	22,000	23,000	24,000
八級	12,000	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	21,000	22,000	23,000	24,000

別表第四 船員級別俸給表

職務の級	俸給	俸給				
		一 号俸	二 号俸	三 号俸	四 号俸	五 号俸
一級	55,000円	55,000	56,000	57,000	58,000	59,000
二級	46,000	46,000	47,000	48,000	49,000	50,000
三級	37,000	37,000	38,000	39,000	40,000	41,000
四級	28,000	28,000	29,000	30,000	31,000	32,000
五級	19,000	19,000	20,000	21,000	22,000	23,000
六級	10,000	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000
七級	10,000	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000
八級	10,000	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000
九級	10,000	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000
十級	10,000	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000
十一級	10,000	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000

別表第五 企業官庁職員級別俸給表

職務の級	俸給	俸給額					
		一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸
一級	一號俸	5,100	5,400	5,700	6,000	6,300	6,600
二級	一號俸	4,800	5,100	5,400	5,700	6,000	6,300
三級	一號俸	4,500	4,800	5,100	5,400	5,700	6,000
四級	一號俸	4,200	4,500	4,800	5,100	5,400	5,700
五級	一號俸	3,900	4,200	4,500	4,800	5,100	5,400
六級	一號俸	3,600	3,900	4,200	4,500	4,800	5,100
七級	一號俸	3,300	3,600	3,900	4,200	4,500	4,800
八級	一號俸	3,000	3,300	3,600	3,900	4,200	4,500
九級	一號俸	2,700	3,000	3,300	3,600	3,900	4,200

別表第六 教育職員級別俸給表
イ 大学等教育職員級別俸給表

職務の級	俸給	俸給額										
		一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸
一級	一號俸	6,100	6,400	6,700	7,000	7,300	7,600	7,900	8,200	8,500	8,800	9,100
二級	一號俸	5,800	6,100	6,400	6,700	7,000	7,300	7,600	7,900	8,200	8,500	8,800
三級	一號俸	5,500	5,800	6,100	6,400	6,700	7,000	7,300	7,600	7,900	8,200	8,500
四級	一號俸	5,200	5,500	5,800	6,100	6,400	6,700	7,000	7,300	7,600	7,900	8,200
五級	一號俸	4,900	5,200	5,500	5,800	6,100	6,400	6,700	7,000	7,300	7,600	7,900
六級	一號俸	4,600	4,900	5,200	5,500	5,800	6,100	6,400	6,700	7,000	7,300	7,600
七級	一號俸	4,300	4,600	4,900	5,200	5,500	5,800	6,100	6,400	6,700	7,000	7,300
八級	一號俸	4,000	4,300	4,600	4,900	5,200	5,500	5,800	6,100	6,400	6,700	7,000
九級	一號俸	3,700	4,000	4,300	4,600	4,900	5,200	5,500	5,800	6,100	6,400	6,700
十級	一號俸	3,400	3,700	4,000	4,300	4,600	4,900	5,200	5,500	5,800	6,100	6,400
十一級	一號俸	3,100	3,400	3,700	4,000	4,300	4,600	4,900	5,200	5,500	5,800	6,100

備考 本表の十一級七号俸、十二級八号俸及び十一級九号俸は、大学院を置く大学の教授について適用する。

ロ 高等学校等教育職員級別俸給表

職務の級	俸給	俸給額										
		一號俸	二號俸	三號俸	四號俸	五號俸	六號俸	七號俸	八號俸	九號俸	十號俸	十一號俸
一級	一號俸	5,100	5,400	5,700	6,000	6,300	6,600	6,900	7,200	7,500	7,800	8,100
二級	一號俸	4,800	5,100	5,400	5,700	6,000	6,300	6,600	6,900	7,200	7,500	7,800
三級	一號俸	4,500	4,800	5,100	5,400	5,700	6,000	6,300	6,600	6,900	7,200	7,500
四級	一號俸	4,200	4,500	4,800	5,100	5,400	5,700	6,000	6,300	6,600	6,900	7,200
五級	一號俸	3,900	4,200	4,500	4,800	5,100	5,400	5,700	6,000	6,300	6,600	6,900
六級	一號俸	3,600	3,900	4,200	4,500	4,800	5,100	5,400	5,700	6,000	6,300	6,600
七級	一號俸	3,300	3,600	3,900	4,200	4,500	4,800	5,100	5,400	5,700	6,000	6,300
八級	一號俸	3,000	3,300	3,600	3,900	4,200	4,500	4,800	5,100	5,400	5,700	6,000
九級	一號俸	2,700	3,000	3,300	3,600	3,900	4,200	4,500	4,800	5,100	5,400	5,700
十級	一號俸	2,400	2,700	3,000	3,300	3,600	3,900	4,200	4,500	4,800	5,100	5,400
十一級	一號俸	2,100	2,400	2,700	3,000	3,300	3,600	3,900	4,200	4,500	4,800	5,100

ハ 中学校、小学校等教育職員級別俸給表

職員級の俸給	給 月 額										
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
一級	六,100	六,300	六,500	六,700	六,900	七,100	七,300	七,500	七,700	七,900	八,100
二級	六,000	六,200	六,400	六,600	六,800	七,000	七,200	七,400	七,600	七,800	八,000
三級	六,000	六,200	六,400	六,600	六,800	七,000	七,200	七,400	七,600	七,800	八,000
四級	六,000	六,200	六,400	六,600	六,800	七,000	七,200	七,400	七,600	七,800	八,000
五級	六,000	六,200	六,400	六,600	六,800	七,000	七,200	七,400	七,600	七,800	八,000
六級	六,000	六,200	六,400	六,600	六,800	七,000	七,200	七,400	七,600	七,800	八,000
七級	六,000	六,200	六,400	六,600	六,800	七,000	七,200	七,400	七,600	七,800	八,000
八級	六,000	六,200	六,400	六,600	六,800	七,000	七,200	七,400	七,600	七,800	八,000
九級	六,000	六,200	六,400	六,600	六,800	七,000	七,200	七,400	七,600	七,800	八,000
十級	六,000	六,200	六,400	六,600	六,800	七,000	七,200	七,400	七,600	七,800	八,000

別表第七中のうち、北海道及び各府県の項の一級地に関する部分を削り、大阪府の項の二級地に関する部分中「二級地」を「一級地」に、「四級地、三級地及び一級地」を「三級地及び二級地」に、「五級地、三級地及び一級地」を「四級地及び二級地」に、「四級地及び三級地」を「三級地及び二級地」に、「三級地」を「二級地」に、「二級地」を「一級地」にそれぞれ改める。

附則
1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第七項及び第八項の規定は、公布の日から施行する。

2 昭和二十九年一月一日（以下「切替日」という。）における職員の職務の級は、切替日においてその者が属していた職務の級と同一とし、その号俸は、この法律による改正前の一

般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の適用により切替日の前日において受けていた俸級月額は、法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならぬ。

6 職員の切替日における俸級、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額（以下「給与月額」という。）が、この法律の施行により切替日の前日における給与月額に満たないこととなる場合においては、その者の給与月額が切替日の前日における給与月額に達することとなる日まで、その差額を手当としてその者に支給する。法第十九条の六の規定は、その差額の支給方法について準用する。

7 昭和二十八年における勤務手当については、法第十九条の五第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の七十五」と読み替えて同項の規定を適用する。

8 昭和二十八年における期末手当

は、職員が属していた職務の級及び改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸級月額は、法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならぬ。

6 職員の切替日における俸級、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額（以下「給与月額」という。）が、この法律の施行により切替日の前日における給与月額に満たないこととなる場合においては、その者の給与月額が切替日の前日における給与月額に達することとなる日まで、その差額を手当としてその者に支給する。法第十九条の六の規定は、その差額の支給方法について準用する。

7 昭和二十八年における勤務手当については、法第十九条の五第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の七十五」と読み替えて同項の規定を適用する。

8 昭和二十八年における期末手当

の支給の特例に関する法律（昭和二十八年法律第八十九号）本則第二項の規定は、一般職に属する職員には適用しない。

附則別表 俸給の新旧対照表

号俸	切替日の前日における俸級月額	新俸級月額	号俸	切替日の前日における俸級月額	新俸級月額
一	四,400	四,900	三三	一,100	一,300
二	四,500	五,000	三四	一,150	一,350
三	四,600	五,100	三五	一,200	一,400
四	四,700	五,200	三六	一,250	一,450
五	四,800	五,300	三七	一,300	一,500
六	四,900	五,400	三八	一,350	一,550
七	五,000	五,500	三九	一,400	一,600
八	五,100	五,600	四〇	一,450	一,650
九	五,200	五,700	四一	一,500	一,700
一〇	五,300	五,800	四二	一,550	一,750
一一	五,400	五,900	四三	一,600	一,800
一二	五,500	六,000	四四	一,650	一,850
一三	五,550	六,050	四五	一,700	一,900
一四	五,600	六,100	四六	一,750	一,950
一五	五,650	六,150	四七	一,800	二,000
一六	五,700	六,200	四八	一,850	二,050
一七	五,750	六,250	四九	一,900	二,100
一八	五,800	六,300	五〇	一,950	二,150
一九	五,850	六,350	五一	二,000	二,200
二〇	五,900	六,400	五二	二,050	二,250
二一	五,950	六,450	五三	二,100	二,300
二二	六,000	六,500	五四	二,150	二,350
二三	六,050	六,550	五五	二,200	二,400
二四	六,100	六,600	五六	二,250	二,450
二五	六,150	六,650	五七	二,300	二,500
二六	六,200	六,700	五八	二,350	二,550
二七	六,250	六,750	五九	二,400	二,600
二八	六,300	六,800	六〇	二,450	二,650
二九	六,350	六,850	六一	二,500	二,700
三〇	六,400	六,900	六二	二,550	二,750
三一	六,450	六,950	六三	二,600	二,800
三二	六,500	七,000	六四	二,650	二,850

号俸	切替日の前日における俸級月額	新俸級月額
六五	三八、八〇〇	四二、七〇〇
六六	四〇、三〇〇	四四、三〇〇
六七	四一、八〇〇	四五、九〇〇
六八	四三、三〇〇	四七、五〇〇
六九	四四、八〇〇	四九、一〇〇
七〇	四六、三〇〇	五〇、七〇〇
七一	四七、八〇〇	五二、三〇〇
七二	四九、五〇〇	五三、九〇〇
七三	五一、二〇〇	五五、五〇〇
七四	五二、九〇〇	五七、三〇〇
七五	五四、八〇〇	五九、一〇〇
七六	五六、七〇〇	六〇、九〇〇
七七	五八、六〇〇	六二、七〇〇
七八	六〇、五〇〇	六四、五〇〇
七九	六二、六〇〇	六六、三〇〇
八〇	六四、七〇〇	六八、一〇〇
八一	六六、八〇〇	六九、九〇〇
八二	六九、〇〇〇	七二、〇〇〇

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

第七條の三を次のように改める。

第七條の三 秘書官の勤勉手当の額は、俸級及び勤務地手当の月額の合計額に一般職の職員に例により一定の割合を乗じて得た額とする。

前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受ける

べき給与の額が国会議員、内閣総理大臣等又は一般職の常勤を要する職員として受ける級の額をこえるときは、その差額をその兼ねる特別職の職員として所属する機関から支給する。

別表第一中「五三、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三

官職名	俸	給	月	額
八号俸	四八、〇〇〇	四		
七号俸	四四、〇〇〇	四		
六号俸	四〇、〇〇〇	四		
五号俸	三五、五〇〇	四		
四号俸	三一、五〇〇	四		
三号俸	二七、五〇〇	四		
二号俸	二三、五〇〇	四		
一号俸	一九、五〇〇	四		

附則

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、第七條の三の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員に關する法律(以下「法」という。)第二條に規定する職員(東宮大夫及び式部官長並びに秘書官を除く。)の昭和二十九年一月一日における俸級月額及び勤務地手当の月額の合計額が、その前日における俸級月額及び勤務地手当の月額の合計額に満たない場合においては、その差額を暫定手当としてその者に支給する。

3 昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に關する法律(昭和二十八年法律第八十九号)本則

第二項の規定は、法の規定に基いて期末手当の支給を受ける職員には適用しない。

〇福永政府委員 たいま議題となりました一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

政府職員に關する法律は、昨年十一月から実施されたものでありますが、その後今日まで民間給与、物価、家計費等は若干の上昇を示し、またこの間、本年七月人事院から政府職員に對して勸告が行われている事情にかんがみまして、政府におきましては、この際財政の許す限度において、人事院の勸告を尊重して職員に對して、人事院の勸告を尊重して勤務地手当の支給区分の合理的改訂を行うこととしたし、本法律案を提出した次第であります。

第一に、俸給につきましては、十四級の最高号俸を越える俸給額を除き、またたく人事院の勸告の通り改訂することとしたしましたが、これよりいわゆる俸給表の中だるみ是正が行われることとなります。なおこれに伴い昇給期間に應ずる昇給額を改正することとしたしております。

第二に、勤務地手当につきましては、現行の無級地をすべて一級地に引き上げた上、一級地相当分の勤務地手当を本俸に織り込み、これに伴い、支給地域区分を最高二割、以下五分刻み四段階に改めることとしたいたしました。

第三に、十二月に支給する期末手当につきましては、その支給の割合を、

俸給、扶養手当及び勤務地手当額の月額の合計額の百分の五十から百分の七十五に引上げることとしたいたしました。

第四に、勤勉手当を六月十五日にもその日以前六月以内の期間の勤務成績に依りて支給することとし、その総額は、俸給扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額の百分の二十五を越えないものとしたいたしました。

第五に、本年八月公布されました法律第二百三十七号一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案により、教育職員に對しての変更に關しては、昭和二十九年一月一日から施行されることとなっておりますが、本件に關しても給与改訂上支障のないよう所要の規定を設けることいたしました。

なお、以上のほか、昭和二十八年末における期末手当及び勤勉手当につきましては、諸般の事情から特例を設けて支給した期末手当に相当する額の一部を控除しないで、俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額の百分の五十を支給いたし、勤勉手当については、その支給総額を、俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額の百分の七十五を越えないものとするものとしたいたしました。

最後に、今回の人事院勸告に含まれていない給与準則の制定につきましても、諸般の事情にかんがみ、なお今後今回の給与改訂により、昭和二十九年一月一日における政府職員の俸給、扶養手当及び勤務地手当の総平均月額を、おおよそ一万五千四百八十円に引上げられることとなります。なお、今

回の給与改訂に伴う経費の増加額は、本年度におきましては、一般職の国家公務員につき関連経費の増加分を含めて、一般会計分約五十四億四、特別会計分約十億四、に計上いたしております。

以上本法律案の提案理由並びにその概要を御説明申し上げます。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成くださるようお願い申し上げます。

〇川島委員長 愛知大蔵政務次官。

〇愛知政府委員 たいま議題となりました特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

特別職の職員に關する法律は、従来一般職の職員に對するの権衡を考慮し、その職務と責任に依りて定められていたものであります。今般一般職の職員に對する改訂等が行われることとし、特別職の職員に對する法律に必要の改正を加えようとするものであります。

次に、改正の要点を簡単に御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣等のうち俸給月額七万二千円以上の者及び日本學術院議員等につきましては、諸般の事情にかんがみこの際給与の改訂を行わないこととし、その他の職員すなわち東宮大夫、式部官長及び秘書官の給与につきましては、一般職の職員との権衡をはかり、俸給月額を現行の七分ないし一割五分程度増額することとしたし

〇川島委員長 愛知大蔵政務次官。

〇愛知政府委員 たいま議題となりました特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

特別職の職員に關する法律は、従来一般職の職員に對するの権衡を考慮し、その職務と責任に依りて定められていたものであります。今般一般職の職員に對する改訂等が行われることとし、特別職の職員に對する法律に必要の改正を加えようとするものであります。

次に、改正の要点を簡単に御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣等のうち俸給月額七万二千円以上の者及び日本學術院議員等につきましては、諸般の事情にかんがみこの際給与の改訂を行わないこととし、その他の職員すなわち東宮大夫、式部官長及び秘書官の給与につきましては、一般職の職員との権衡をはかり、俸給月額を現行の七分ないし一割五分程度増額することとしたし

ました。

第二に、秘書官の勤務手当を一般職の職員に例により支給するよう条文を改正いたしました。

第三に、一般職の職員の手当の改正に伴い、特別職の職員のうち、今回給与改訂を行わない者につきましては、従前の勤務地手当と新勤務地手当との差額を暫定的に支給するものとした。

なお、右のほか若干の規定の整備を行ったのであります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○川島委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。

引続き両案につき質疑に入ります。質疑は通告順によりこれを許します。加賀田進君。

○加賀田委員 官房長官は提案だけであつたようですが、この提案の中でも、財政の許す範囲において人事院勧告を尊重すると言つておられる。人事院の勧告は、五つに大別されて出されておられる。五つの項目の中で、どの点を完全に勧告通り実施されたか。

○田中政府委員 前回の委員会に引続いて加賀田委員から、なか／＼辛辣な御質問を受けまして恐縮なんです。が、この前もお答え申し上げました通り、この前も御質問に近づけて行きたいという考え方で努力をいたしたのであります。ただいま提案理由で御説明申し上げましたような状態までは、ようやく近づけました。あとまだ完

全まで行きませんでしたことは、まことに私どももいたしまして遺憾に思つております。

○加賀田委員 完全に実施されてないということでも、もつと重大な問題が実施されてないのだから、これは非常に不満に思つておられるわけですが、前にも申しました通り、この一万五千四百八十円になる見込みであるという勧告は、一つの参考資料であつて、このベースを実施しようという意味ではないのであります。従つてその内容に対して、今地域給の問題まで包含されて、この提案がなされておられますけれども、勤務地手当の問題は、すでに第十六国会以降人事委員会におきまして、特別小委員会を設けて、数回にわたつて検討をして、大体その結論は、縮小するということに対しては、われ／＼として全部賛成して

るわけでありまして、こうした場合の給与の改訂と別個に切り離して、問題を処理してもらいたいということ、それから従来のも得権を侵害しないこと、それから、これらの問題が前会一致で確認されておられるわけでありまして、しかも先般の人事委員会におきまして、そういう要請、決議をしておられる。先般も政府としてその決議を尊重して実行したという答弁があつたわけですから、ここに出席して参りました案に対しては、結局給与の改訂の中に含めて、しかも表面的には人事院勧告を完全に実施したかのごとき印象を与えるような巧妙な方法をもつて提案されておられます。人事委員会の数回にわたる会合に出ている結論を少しも尊重せずして、こういう

案が出されておりますけれども、これに対して政府としては、この委員会の決議並びに往來審議しておりました過程の結論等に対して、どう対処されたか御説明願ひたいのであります。

○田中政府委員 従来からの経緯にかんがみまして、この地域給の段階をつとめて圧縮して参りたいという点につきましては、各方面とも考えはまちろん一致いたしておるようでありまして、ただ、ただいま加賀田委員のお話の通りに、給与の改訂という点と切り離して、全然別個に地域給のみを考へて、地域給の段階を減らして行くということも、もちろん考えられるわけでありまして、しかしこれには特にそれに対して特別の財源手当を必要とするわけございまして、御承知の通り過去数年來これを圧縮したといたしまして、遂に実現を見なかつたのは、まづたく財源の点におもにそれがかかつておるわけでございます。もちろん加賀田委員のお話の通りに、全然別個にこれに相当額の財源をつぎ込んでいたせば、これまたそれに越したことはないものであります。だれもみなそれを望むわけでありまして、これがなかなか／＼できにくいのだと思います。財政状態になつております。しかし一方には努めてできるだけ／＼の機会に、この段階を縮めて参りたい、このようにも考へるわけでありまして、そこでこのたびの政府の措置といたしましては、一応無級地にも一級地同様の地域給をつけて、そしておいて一様に各段階から五分づつ地域給を本俸に繰入れる、そして、こういう措置をとつて、努めて一万五千四百八十円ベースの基準に合うようにいたさ

う、こういう努力をいたしたわけでございます。

○加賀田委員 財源上地域給と政府の出して参りました一万五千四百八十円ベースアップとができないというところは、ぼくは成り立たないと思う。できるかできないかというところは、内容の区分の問題だと思つて、地域給を別個にするというところは、ただ一万五千四百八十円というベースで押えて、その中で人事院の給与法を適用しようとするところに、地域給の財源を引きずり出して来なくてはならない問題が起るのであつて、ベース・アップの問題と地域給の問題を別個に切り離して、この問題をできないということ、私は言い得ないと思つて、政府自体の考へている人事院勧告を行つたという政策の上立つて一万五千四百八十円というものを一月に実施して、しかも勧告のこの俸給表をできるだけ適用したというように印象を与えようとするから五割の適用の勤務地手当の財源を、その中に引きずり込まなければならぬ。こういうような状態が現在起つておるのではないかと。従つて、政府の言う、財源が困難だから、地域給の問題を別個に切り離すこととは、困難だということ、私はできないこととは、できると思つて、政策の問題だと思つて、その点はどうなんですか。

○田中政府委員 加賀田委員からの重ねての御質問でございますが、先ほど申しました通りに、加賀田委員のおつしやるように、全然給与の改訂と別に、地域給の方の無級地に一級地の地域給をつけるかと仮定をしますと、それだけ

の財源があるわけでありまして、それでもし人事院の勧告そのもの——もちろん政府が完全にこれを実施し得たわけではございませんし、日時等の点においても遅れておるわけでありまして、でも、いずれにしても努めて尊重しようと思つて、二万五千四百八十円のベースを基準に置きまして、その操作をいたしたわけでありまして、その加賀田委員のおつしやるように、かりにただいま提案いたしました号俸——俸給表でございますが、表に載せました各欄の俸給額をそのままにいたしておきまして、別に地域給を無級地につけるといういたしますと、これはそれだけ一般職の職員の手当がふえることになりまして、結果におきましては一万五千四百八十円を上まわる結果になるわけでありまして、御承知の通り本俸と勤務地手当を含めての給与ベースを常にいわれておるわけでありまして、従いましてただいま申しましたように、御提案いたしました俸給表、そうしてこれに別に無級地であつたものに一級地並のものをつけまして、ただいま申しました通りにその給与ベースは一万五千四百八十円を上まわるといふ結果になる、こういうことになるのであります。

○加賀田委員 どうも内容が十分把握されていないように私は考へるわけでありまして、人事院勧告のこの俸給表を実施いたしますと、すでに申し上げました通り一万六千四百八十円以上のベースになるわけでありまして、財源上困難だといふので、一月現在で一万五千四百八十円を頭を押えて来た、これが政府の原案の趣旨だと思つて、従つてこの一万五千四百八十円を頭を押えなが

らも、この勧告の俸給表を適用するところ、政府自体に困難性があるところ、それをどう処置するかというので、結局地域給の五%に充てる財源を、この新しい俸給表を適用する財源の中に持つて来たか、従つて地域給の問題に対しては、前に申し上げた通り、公務員もわれ／＼もこのベース・アップと切り離して問題を処置して、明確にしたいというところが、趣旨だつたわけだ。これはたとい財源上困難であるという政府のこの事実を、われ／＼がかりに認めたとし、一、一万五千四百八十円というベースの中でも明確にできるわけなんです。それはいわゆる俸給表の金額を下げる。そして五%に充てる財源を本俸にまた入れるとすれば、どれだけさらに追加されるという問題の提起の仕方をするならば、一万五千四百八十円というベースで、勤務地手当と本俸が増額されるという問題が明確になるのではないかと思うのです。そういう点が少しも明確にならないで、しかも申し上げたような表面的に、人事院勧告の俸給表を適用して、人事院勧告にこたえているのだといながら、一方で勤務地手当の五%の財源を切り取つてしまつておる。しかもその切り取つたために、多くの矛盾が中に内蔵してあります。順次私は指摘いたしますけれども、そういうような状態で公務員も、人事院の中においても、委員会においても、そういう区分して問題を解決すべきだという一致した意見があるにもかかわらず、政府の今日出して来たこのベース・アップは混同して持つて来ているというところに、大

きな矛盾があるのではないか。政府としても大きな輿論にこたえた、そういう政策のもとに問題を処理していただかなければならぬにもかかわらず、こういうようにして混同されて、しかも内容に大きな矛盾や、かえつて是正じやなくして、不均衡を生ずるような内容を含んで提案されて来ている。ここになせ別個にできなかったかということ、私が質問しておるわけです。

ります。

○加賀田委員 そこに政府の大家を欺瞞しようとする本法案の内容があるのではないかとわれ／＼は考へるわけでは、審議の過程で申し上げた通り、これは別個にしなければいけません。問題は派生するということは、政府自体もよく御存じだと思つておる。しかもこの地域給というものは、単に本俸に対してのみパーセントがかかつておるのではなくて、家族手当とかその他の諸手当にも全部かかつておるわけだ。しかもそういうような内容を持つた地域給の一部五%を本俸に入れるということになれば、どのような手段で、どの程度入つておるのかも各個人は少しもわからないわけだ。従つて一万五千四百八十円にベースを改訂してもらつたといながらも、その内容に対して各公務員の個人は、家族手当の多いものは實質的には今度のベース・アップは非常に不均衡を生じて、不利な状態になつておるんだと思つても、そういうような内容が少しもわからずして、政府としては一般的に月額一萬五千四百八十円というベースになるといふようなことで、内容の不均衡といふものは非常に起つておるわけだ。これは公務員にとつてはゆゆしき問題だと思つておる。やはり同じ条件と同じような状態の中で勤めておるとするならば、同じように月額が上らなければならぬにかかわらず、家族構成の問題とか、超過勤務の状態とかで、實質的に個々の金額の増額に差異があるといふことは、政府としてもつと深く掘り下げて、この給与ベースの間額を検討しなくちやならない内容を持つておるんじゃないか。それに

もかわらず、今申し上げたように、ただ漠然として地域給を五%含めてしまつたんだ、財源の關係で、一月から一萬五千四百八十円ベースを実施する、こういうふうな漠然とした立場では、五級地のものであれだけになるか、あるいは零級地のものであれだけになるかということが少しも明確になつていない。そういう意味でわれ／＼としては、公務員に対して、もし地域給の五%の財源が、この本俸の中に繰入れられておるならば、どういふような手段でどうなつておるかということ、明確にしないかやならないし、明確にすることは区分することであると、われ／＼は考へておるのです。だから政府として区分して出してもらいたいと要望しているにもかかわらず、今度出して参りました原案自体も混同して、少しも内容の区分を明確にされていないものが出ておることに、われわれとしては問題があると思つて、ベースの金額に対しても、今後われ／＼は態度を明確にしたいと思つておるけれども、まず政府が出して参りました内容になせ区分されなかつたか、この内容にいろ／＼の矛盾が起つておるにもかかわらず、なぜその点に対して政府としては検討し、内容の明確化をはかりたいかといふところ、疑問を持つわけである。政府はあらためてこの内容を明確にし、数字的にも区分して、提案する意思があるかないか、お尋ねしたいと思つておる。

○田中政府委員 ただいま加賀田委員からのお話の通りに、なか／＼内容は複雑になつておりました、一般的にはなか／＼理解しにくい点もあるかと思つておるが、この点は今後ともいろ／＼の資料等によりまして、努めておわかり願うように努力したいと思つておる。

○加賀田委員 内容が複雑だということは、政府自体もお認めになりました。内容を複雑にしたのです。決して複雑なものではないだろと思つておる。だから複雑でないようにあらためて対処していただきたいことを要望いたしました。私の質問は、あとの質問者もございまして、引續いて聞かれる人事委員会において、明日、明後日はこれで終ります。

○川島委員 櫻井君。

○櫻井委員 ただいま加賀田君が質問いたしましたように、今回の政府の考へ方は、一萬五千四百八十円ベースと称しながら、その中に全然系統の違つた地域給を入れて来ておる。ここに根本的な複雑さがあるわけだ。従つて私はきつめて簡明に算術的に、中学生にも小学生にもわかるような質問を数字の上からいたします。こういうふう

に考へれば非常にはつきりするので、はつきりするために、こういう一つの算術を用ひますが、その前に前提いたしましたして、人事院が七月十七日ですか、十八日ですか、この日に勧告いたしましたところの勧告といふものは、あれはベースの勧告ではなくして、あの当時公務員の三月現在の平均俸給額といふものは、一萬三千五百八十七円なんです。それに人事院が長い間研究しました民間給与の実態をいろ／＼研究して、大体一三・九%の上昇を見ておる。従つて一萬三千五百八十七円にこの一三・九%をかけて行つて、来たものが、一萬五千四百八十円と

使いました、こういうことになつておる。

○田中政府委員 五千四百八十円というベースになるというふうなことで、内容の不均衡といふものは非常に起つておるわけだ。これは公務員にとつてはゆゆしき問題だと思つておる。やはり同じ条件と同じような状態の中で勤めておるとするならば、同じように月額が上らなければならぬにかかわらず、家族構成の問題とか、超過勤務の状態とかで、實質的に個々の金額の増額に差異があるといふことは、政府としてもつと深く掘り下げて、この給与ベースの間額を検討しなくちやならない内容を持つておるんじゃないか。それに

○田中政府委員 五千四百八十円というベースになるというふうなことで、内容の不均衡といふものは非常に起つておるわけだ。これは公務員にとつてはゆゆしき問題だと思つておる。やはり同じ条件と同じような状態の中で勤めておるとするならば、同じように月額が上らなければならぬにかかわらず、家族構成の問題とか、超過勤務の状態とかで、實質的に個々の金額の増額に差異があるといふことは、政府としてもつと深く掘り下げて、この給与ベースの間額を検討しなくちやならない内容を持つておるんじゃないか。それに

いう数字なんです。だからあれは三月現在における公務員の平均給与は、一万五千四百八十円にならなければならぬ、こういうのが人事院の勧告である。あれは考えるのですが、その点はあなたはどういうふうに考えておられますか。人事院の勧告の本旨です。あの額にとらわれなくて、私もはそういうふうにつかんでおるので、政府はどうかというふうに考えておられますか。

○田中政府委員 櫻井委員から、ただいま人事院の勧告でのお話でございまして、お話の通りに、人事院の勧告に表れております通りに、三月の当時の給与額、それからその後の物価変動、それを加味しました今度の勧告案の額、これは御説の通りだと思います。

○櫻井委員 いや私の聞いていたのは、今回の政府の一万五千四百八十円ではなく、あの人事院が勧告した七月の勧告の一万五千四百八十円というものは、いわゆる三月における実態調査の結果、一三・九の物価が上昇しているから、それをかけて一万五千四百八十円になる、こういうふうには人事院は勧告したのだというふうに私は考えておるが、政府もその通り考えておられるかどうか、こういうことを聞いたのですが、今のお答でいいと思えます。

それでは俸給というのは、常に一定のところにはないわけですね。昇給、昇格というのがございますから。その点は政府はお認めでございますか。
○田中政府委員 認めております。
○櫻井委員 そうしますと、公務員の俸給の実態を申し上げますと、その後八月

までにこの三月現在一万三千五百八十円という平均俸給は、その後の昇給によりまして、八月において一万三千九百四十六円になっております。これは昇給してありますから、平均です。十二月現在におきまして一万四千六百二十二円になっております。これが現在の日本の公務員の平均給与です。このことをしつかり知っておいてもらわなければならぬと思う。現在は一万四千六百二十二円。それで今回の政府の案によりまして、政府の一万五千四百八十円の中には、五割の一級地の地域給がその中に入っております、こういうことでございますが、そうでございますか。

○田中政府委員 俸給全体としてみまして入っております。但しそれはきちつと各号俸にそのままをもとされてはおりません。何となれば、中だるみ等の是正がございましてから。
○櫻井委員 私は算術的に申しましたから、一番わかりやすく平均をとつて申し上げておるわけでありまして、個人々々みな違います。そうすると非常に複雑になるから、わかりやすく政府のように複雑にしないで申し上げておるわけです。そうしますと現在の公務員の平均給与は、十二月現在において一万四千六百二十二円、私が申しました通りです。それに地域給の一級地五割をかけますと、七百八円、これが現在の地域給の一級地の平均なんです。でこの三月から八月まで公務員は、平均どれくらい昇給をしたかと申しますと、八月の一万三千九百四十六円から、三月の平均給一万三千五百八十七円を引いてみますと、三百五十九円、これが三月から八月までの昇給

の平均額です。それから八月から十二月までの昇給の平均額を出してみますと十二月の一万四千六百二十二円から八月の一万三千九百四十六円を引きますと、ここに二百六十六円というのが出て参ります。これが八月から十二月の間における公務員の昇給の平均なので、これは個人によつて違いますけれども、平均するとそうなります。そうすると三月から十二月までの平均昇給はどれくらいしておるか申しますと、五百七十五円でございます。そうすると、あなたの方の案では一万五千四百八十円の中に、地域給の七百八円、五割が入つておると申されますから、これを引きますと、一万四千七百七十二円、この一万四千七百七十二円から、さらに十二月の平均給与を引いてみますと、六百十四円なんです。私の申しておるこのことが、これだけの考え方が通るとは申しませんが、そのうしろに離給と局長もおられますが、これは一つの非常に簡単な算術的説明なのです。これだけで、もちろんこんな考え方はただでは通りませんけれども、これが一番わかりやすい考え方だと思つておるのです。こういうふうないろいろな要素をひつくるめて、給与総額一万五千四百八十円というもので、あなた方が抑えて行つて、いろいろなものの中に入れて行くというところ、非常に混乱の原因があるわけなんです。これは先ほども加賀田君から十分説明があつたわけですが、ベース・アップと地域給というものは切り離されなければつきりした答えは出て来ないのです。こういう敷衍は、当然みんなが疑問に思つておる。こういうことをはつきりさしていただきたいと

思うのです。政府はどうですか。
○田中政府委員 ただいま櫻井委員から例をあげての詳しい数字的な御質問がございました。そうして結論としましては、ごくわずかしか上らない。ことにこの例をとればそうなるのだというふうな御説明があつたわけなんです。これはよろしく例をおとりになりまして、御計算になりますと、そのようになるようでございますが、全般的に考へまして、ただいまお話の中に出ましたたまたまの昇給等も考へまして、なおかつ政府は九・三の増額をいたしておるわけでございます。私も、私どももいたしまして、それぞれについて十分検討を加えて参つたのであります。ただいま人事院なり、大蔵省の御説明なりおられます。おそろく数字も持ち合せておると思つて、それから、そちらの方から説明していただきたいと思つておる。

○森(三)委員 いや／＼わが党の委員から質問がございましたがこれは本俸のベース・アップをやるといふ基本的な考え方に立つておられるのか、それとも地域給を引上げるといふ考え方に立つておられるのか、その点ひとつお尋ねしたいのです。
○田中政府委員 先ほどもちよつと触れました通りに、今度の問題そのものとしたしましては、もちろん人事院の勧告が出まして、これを尊重して給与の改訂を行うわけでございますが、たまた／＼以前から議論になつていた地域給の段階を縮小しようという点について、この際一段階でも少くして、今までの各方面からの御要望にこたへたいというつもりでいたしました。従つて人事院勧告に基きます給与の改訂、

それに伴います地域給を、この機会に一段階少くする、こういう考え方があります。
○森(三)委員 問題は、私どもは本俸のベース・アップという基本的な考えに立つておるのですが、それを政府が実施しないので、そして横つちよの方の地域給の問題をその中に繰り込んで来ているところに、問題の混乱という、混乱があると思つておる。私どもの方からすれば、これは何も複雑ではないのです。それを政府の方では、地域給の引上げを恩に着せて、そうしてこれを本俸に組入れて、ベース・アップというものをこまかそうという魂胆があるから、こういう不明朗なものができて来ていると思つておる。私どもはあくまでも基本的な七月十八日の人事院の勧告をやはり尊重していただいて、地域給の問題は地域給の問題として、これは別の問題なんです。何もそれを今ここにあなたの方のおせつかいによつて、地域給の問題を本俸の中に混入して、もう一つというふうなことは、これはいけないおせつかいなんです。こういうことはしてほしくない、そういうしてあなた方は恩を着せて、問題自身を複雑化させておる。だからわれわれ委員がこれはごまかしのベース・アップの考え方だと言つるのは、そこにあつたわけなんです。これは非常に遺憾だと思つておる。そういうふうに政府みづからごまかしであるとか、あるいは混乱をしておる。そういうことをしないで、あくまでも基本的な人事院のベース・アップを尊重せられ、そのこと自体をまず解決する。そして地域給は地域給の問題として、これは別の問題なんだから、地域給小委員会が構成され

それに伴います地域給を、この機会に一段階少くする、こういう考え方があります。
○森(三)委員 問題は、私どもは本俸のベース・アップという基本的な考えに立つておるのですが、それを政府が実施しないので、そして横つちよの方の地域給の問題をその中に繰り込んで来ているところに、問題の混乱という、混乱があると思つておる。私どもの方からすれば、これは何も複雑ではないのです。それを政府の方では、地域給の引上げを恩に着せて、そうしてこれを本俸に組入れて、ベース・アップというものをこまかそうという魂胆があるから、こういう不明朗なものができて来ていると思つておる。私どもはあくまでも基本的な七月十八日の人事院の勧告をやはり尊重していただいて、地域給の問題は地域給の問題として、これは別の問題なんです。何もそれを今ここにあなたの方のおせつかいによつて、地域給の問題を本俸の中に混入して、もう一つというふうなことは、これはいけないおせつかいなんです。こういうことはしてほしくない、そういうしてあなた方は恩を着せて、問題自身を複雑化させておる。だからわれわれ委員がこれはごまかしのベース・アップの考え方だと言つるのは、そこにあつたわけなんです。これは非常に遺憾だと思つておる。そういうふうに政府みづからごまかしであるとか、あるいは混乱をしておる。そういうことをしないで、あくまでも基本的な人事院のベース・アップを尊重せられ、そのこと自体をまず解決する。そして地域給は地域給の問題として、これは別の問題なんだから、地域給小委員会が構成され

て、別途にわれ／＼はいろ／＼な観点からこれを研究したのであります。それと本俸のベース・アシブを一緒にすること自体が誤りでないのですか、それをひとつ解明していただきたい。

○田中政府委員 お話のように、地域給と本俸の改正が同時にになりましたために、やや考え方が違いました。複雑になっておるといふ点は、委員のおつしやる通りであります。もとより先ほども申しました通りに、財政措置その他の方でも、あつちよく参ります。本俸といつして、またあらためて別に地域給を考慮するというふうなことに運びましたならば、まことにお説の通りに、話は簡単にいくわけにございませぬ。いかんせん思うようにございませぬ。この両者を一緒にしようというなことにいたしました。もつとも政府といつして、この地域給の段階をできるだけ早い機会に努めて縮小して行こうという事は、これは長い間の各方面の御要望でもありました。この機会にせめてこれを実現いたしましたならば、幾分は御要望にこたえ得るかという点も考えまして、今度の給俸の改正の機会に、地域給の段階の縮小をいたしましたわけにございませぬ。この点、ちようど同じ案件について、二つの事柄が一緒にになりましたために、考え方は複雑になりまして、考え方は、ぐあいが悪いと申せば悪いわけにございませぬ。そういふふうにできるだけ地域給も少くして行きたい、給与も人事院勧告の線にできるだけ沿つて処理したい、こう考えましたものから、今回のこのような措置になつたわけにございませぬ。

○森(三)委員 政府みづからその非をさとつておるようなことを言つておるようなことを言つておられますが、それほどわかつておるならば、なぜこらういふような複雑化をされたのかと私は言いたい。しかも当委員会において、本俸のベース・アシブと地域給の問題は、截然と区別してやらなければいけないという事は、これは川島委員長も各委員もおられて、はつきりわかつておる。その当委員会の衆議院におけるところの権威というものをあなた方は無視して、かつてに自分で……(一)その話し合いをしておる。そういうものを無視しておやりになるという事は、まことに、公務員の要求を無視するのみならず、綱紀粛正の叫ばれておる現下において、政府みづからが勧告を重んじないという事は、やはり仲裁裁量に對しても、政府がこれを非常に冷遇的な態度をとつておる。これは一貫してあなた方の重大な責任だと私は思う。やはり砂糖は砂糖でくれ、サツカリンはサツカリンでくれといへば、これは別々によさなければならぬ。砂糖とサツカリンとごつちやにして、さあこれでもつてひとつだんごをつくれといつても、それは純粋な味が出ない。酒としようちゆうとチャンポンにして、これは酒だといつてよこしたところ、これは酒だめなんですよ。やはり純粋のものを、公務員の給与ベースの本俸のベースはアツプとしてやらなければ、これは公務員としても納得できませんよ。ごつちやにして、どつちの方が砂糖だか、どつちの方がサツカリンだかわからぬようにして、かえつて公務員の氣れと言つたつて、かえつて公務員の氣

持を悪くするだけです。非常に不明朗に、給与という問題を混乱にあなた方がみづからしておる。今原健三郎君が、そんな決議をしていないとおつしやいます。ちやんと決議している。それを原君は知らないのだ。私は、やはり一旦やつたことはやつたこととして、明らかにそれを尊重して行くといふくせをつけないければ、何でも多数でもつて押し切ればいいのだといふ考え方で國會を運営し、また給与問題をやつて行くといふ事は、あらゆる法規を無視する國家の行政を奨励するようなことになりまして、あなた方は行政府の長としていろ／＼な指令を出した。あるいは政令を出したりして下級の公務員や官庁を監督しようと思つても、これではできないですよ。かりに本俸の給与ベースの引上げが、現在の財政上できないというならば、できる程度でもとにかく本俸の給与ベースの引上げは引上げとして出して来る純粋度というものを、われ／＼は尊重したいと思つておる。それを本俸を改訂するがごとく、地域給を改訂するがごとく、これをまぜて、さうしてこれでもつて人事院の勧告に接近したものができたのだといふようなごまかし案は、非常にいけないと私は思うのです。もう一ぺん出される覚悟があるかどうか、ひとつ御決意をお聞きしたい。

○田中政府委員 森委員からいろ／＼とお話でございましたが、政府もせつかく苦心してござりました。ようやくままとりました案でございませぬ。で出直して出すなどという考えはもろんでございませぬ。どうぞひとつ今までの政府の苦心を御了察くださいまして、御審議をいただきたいと思つておる。

○川島委員長 予算の数字の説明はありませぬか。
○田中政府委員 それから先ほど櫻井委員の御質問のときにも、私ちよつとお答え申し上げましたが、ちようど今のお話にもお答えする筋合だと思つておる。やや数字的な説明につきまして説明員からお答えをさせたいと思つておる。

○石山委員 ちよつとそれについて。数字を御説明なさる場合は、数字に關する資料をお配りになつてから説明していただかないと、結局ごまかしに終つてしまふのです。その点私一番最後思つておりました。今数字の説明をしようとしても、私らとしてはちよつと聞き取りにくいと思つておる。

○川島委員長 あとから資料をもらつておつして一応聞きましよう。岸本給与課長。

○岸本説明員 勤務地手当とベース改訂を同時にやつておりますので、いろいろ数字的にわかりにくいことがございませぬが、詳しい数字につきましては、追つてたいたいま石山先生の御要求がありましたように、数字でもつて正確に申し上げることにいたしました。大體の考え方と申しますか、今度のベース改訂と勤務地手当は、どういふ関連になつておるかといふことについて、もう一度説明させていただきます。

質金の上昇傾向なり、物価の増高あるいは家計支出、そうしたものの伸びを見、今までの物価とか、民間賃金の上方をカバーする程度のもは、何とか考えなければならぬといふことがございませぬ。同時に政府の立場といつして、人事院の勧告だけではない、一般の公共企業体等の仲裁裁定もございませぬが、さうした裁定の引上率といふ点も考へて行かなければならぬ。さうした種々の観点から見た結果において、大體一万四千四百八十円、人事院は三月とおつしやつておりましたその数字を一月に持つて来て、さう不当な数字ではない、不当なと申しますか、大體いろ／＼な観点から見て説明のつく数字である、さうした解釈をとつた次第でございませぬ。さうした見地から出て来た一万五千四百八十円にございませぬ。勤務地手当をわざ／＼切り下げたために、さうした数字をとつたのではないといふ点は、ひとつ御了察願いたいと存じます。なおさうした一般の裁定の引上率はさうなつておるか、さういふ関連の数字につきましては、また後刻提出申し上げたいと存じます。

次に勤務地手当と給与改訂との關係でありますが、一万四千六百円何がしから一万五千四百八十円に引上げるといふことは、文字通り九・三％ベースが上がる、この点は偽りないのでございませぬ。その中で勤務地手当の本俸に對する配分をどう考へて行くか、さういふことにならうかと思つておる。かぬがね勤務地手当の規正についての御要望、御決議もございませぬし、時にその点についての衆議院の当委員会における御決議もございませぬ。これはやはり

ベース改訂の場合に別個に分離して考
えなければいけない。つまり一万五千
四百八十円にいたします場合に、その
内部の操作をいたしまして、勤務地手
当の制度を一段階圧縮するということ
を考え、同時にベース改訂というもの
は、視念的にはそれと切り離して考え
る、こういう考え方をとつておるわけ
であります。そうした見地から今度の
勤務地手当の制度を取上げる、つま
りベースをいたしまして九・三%、千
三百円ほど上るのであります。この点
は間違いない。ただその中で勤務地手
当というものを優先的に一段階圧縮し
て本俸に繰り入れて考えて行こう、こ
ういう考え方をとつておるわけであり
ます。その結果数字的に本俸がどう上
るのか、勤務地手当はどうなるかとい
うことは、これは石山さんから御要求
がありましたので、具体的数字に当
つて御説明させていただきたいと存じ
ます。ただ何となく勤務地手当とベ
ースとの関連がごちゃ／＼になつてお
るようではあります、一応の考え方を
申し上げた次第でございます。

○櫻井委員 ちよつと御質問いたしま
すが、大体九・三%、一千三百円の上
昇、こういうことですね。政府の一万
五千四百八十円というのは、このわく
を先にきめておつてをうして待つて来
たわけですか。あの今までついでいな
かつた零級地、あれは地方公務員、國
家公務員も入れて、およそ一二%
ばかりついていない人が、あると思
いますがあの零級地の人を引上げるた
めに、五%やるための財源は別個に持
つて来てありますか。この中に入つてお
るのですか。

○岸本説明員 その財源も、一万五千
四百八十円、つまり千三百円の財源の
中には含まれておるのです。すなわち
給与改訂とからみ合せて考えますと、
それだけつまり給与改訂が食われてお
るのじやないかと思ひます。勤務地手
当を主眼にして考えますと、政府とし
てはそれだけを持ち出して処理いたし
ております。

○櫻井委員 さつきの数字のことはそ
れくらいにいたしまして、私は委員長
に御質問を申し上げたいと思ひます。十
一月の二十八日に本委員会としては決
議をいたしたわけでありました。原さん
は決議してないとおつしやいます。
が、ちやんとプリントしてあります。
そうして赤城さんが提案趣旨の説明を
なさつたわけでありました。その決議を
委員長がどのように執行なさつたか。
ちよつとその時は政府の最終案とい
うものがまだまとまつておらないで、非
常に重大な段階であるというので、そ
れを確認の上で、本委員会はそのよう
な決議をいたしたものであります。そ
の後の委員長さんの執行状況を承りた
い。

○川島委員長 ただいまの御質問であ
りますが、委員長といたしましては、
御決議は内閣へ申達してあります。
○櫻井委員 ただこれを申達なさつた
だけですか。

○川島委員長 しかし与党であります
から裏面的にはいろいろ交渉してあり
ます。正式にはこの書類を内閣官房長
官、大蔵大臣、人事院へ送つておる。
同時に口頭でも申し送つてあります。
○櫻井委員 それは記録に残しては弊
害のある点もありましようから、ここ
でお聞きしませんか、特に大政連の委
員長さんのあなたは、この決議の具現

方について全力をあげてやつてもら
たい、こういうことを御要望申し上げ
ます。
○石山委員 資料を要望申し上げます
が、三月勧告された時期の給与体系
を、一応全般的にパーセンテージを出
していただきたい。それから現在政府
が勧告を尊重したと言つております
が、尊重した形がどういふふうな結果
に現われて来たかということ、地域給
が動いたのでございますから、もしで
きれば地域給を主体にした分離のパー
センテージをおつくりになつてもら
たい。資料がないというならば、非常
にでたらめな数字をつくつてやつたと
いう結果になるのでございますから、
これだけはぜひとも出していただき
たい。それからこれはあしたになるかど
うかわかりませんが、数字の内部にわ
たる場合には、それに付属した書類を
必ず提出なさつて、説明段階に入ると
いうことを要望しておきます。
○川島委員長 本日はこれにて散会
いたします。
明日は午前十時から開会いたしま
す。
午後零時十三分散会

昭和二十八年十二月四日印刷

昭和二十八年十二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局